

船舶インシデント調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年7月8日 03時00分ごろ
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼東方沖 犬吠埼灯台から真方位085° 630海里付近 （概位 北緯36° 35.0′ 東経153° 47.0′）
インシデントの概要	漁船第八源海丸は、漂流中、主機を運転することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年8月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八源海丸、115トン 125436、光源漁業株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、四級（機関、機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか12人（日本国籍7人、インドネシア共和国籍5人）が乗り組み、犬吠埼東方沖で漂流中、主機の運転ができなくなった。</p> <p>船長は、主機の運転ができなくなったことを船舶所有会社及び造船所に連絡し、造船所担当者から助言を受けた機関長が主機の運転を試みたものの、始動できなかったので主機の運転を断念した。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて宮城県気仙沼市気仙沼港に入港した。</p> <p>機関整備業者は、本インシデント後、主機のカム軸に嵌合された始動空気分配弁の逃がし孔がペンキ等により閉塞していること、及び‘本体シート面と同分配弁との当たり面’（以下「本件当たり面」という。）に段付き摩耗が生じていることを確認した。</p>
分析	本船は、主機の始動空気分配弁の逃がし孔がペンキ等により閉塞したことから、同分配弁に加わるエア圧が抜けなくなり、本件当たり面から各シリンダに供給される始動エアが減少するなどして主機を運転することができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、主機の始動空気分配弁の逃がし孔がペンキ等により閉塞したため、同分配弁に加わるエア圧が抜けなくなり、本件当たり面から各シリンダに供給される始動エアが減少するなどして主機を運転することができなくなったことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 始動空気分配弁は、定期的に開放して点検を行い、汚損箇所を清掃するとともに、摩耗を認めた際には部品を交換すること。
-----------	--